公的助成金情報

コバ社会保険労務士事務所
社会保険労務士　小林　洋介

〒399-4117　長野県駒ケ根市赤穂11076-41
ＴＥＬ0265-96-0545　ＦＡＸ0265-83-0307　携帯090-6526-5643

※記載されている助成金は、平成２９年４月１７日現在の情報に基づいております。
法律改正等の要因により支給要件が変わったり、または廃止されたりすることがあります。

助成金申請に必要な帳簿類

1. 労働条件通知書（雇用契約書）

2. 出勤簿(タイムカード)

3. 賃金台帳

4. 就業規則(賃金規程)※ない場合は事後作成で間に合う場合あり

上記の帳簿類の用意が必要になります
労働法に違反していないように整備することが必要です
その他労働保険料の未納がない等の要件があります。

事業主様が抱える問題に対応した助成金

高年齢者無期雇用転換コース	５０歳以上の有期契約のパート等の無期雇用転換を助成	キャリアアップ助成金	有期契約パートタイマー派遣社員の教育や正社員化を助成
人事評価改善等助成金	人事評価と賃金制度を整備する事業主を助成	勤務間インターバルコース	勤務間インターバルを導入する事業主を助成

・代行手数料は助成金受給後のお支払いなので、貴社にリスクがありません
（前金や顧問契約は不要です）
・お支払額＝助成金額×３０％＋消費税（例）助成金額１００万円の場合，３０万円+消費税
（注）助成金は、年度の途中で条件が変更されたり、今年度で廃止になることがあります。
すぐに申請準備に入らないと、受給できないことがあります。

高年齢者無期雇用転換コース

計画書作成
３年～５年間
⇨
管轄
雇用支援機構
に計画書提出
⇨
認定
⇨
計画実施

対象従業員：５０歳以上定年年齢未満の有期契約社員

６ヶ月以上勤務する有期契約社員（パート、アルバイト等）を無期雇用社員に転換し、６ヶ月経過すると申請可能

有期契約社員→無期契約社員　１人あたり６０万円（４８万円）
※１年度１事業所あたり１０人まで（最大年間６００万円）

６ヶ月以上
有期契約社員
→
無期雇用転換後
６ヶ月経過
→
助成金
申請

キャリアアップ助成金（正社員化コース）

キャリアアップ計画書作成 ３年～５年間 ⇨ 管轄ハローワークに計画書提出 ⇨ 管轄労働局が認定通知を会社へ送付 ⇨ 計画実施

（一例）
６ヶ月以上勤務する有期契約社員を正社員に転換し、６ヶ月経過すると申請が可能

有期契約社員→正社員　１人あたり７２万円（５７万円）
※１年度１事業所あたり１５人まで（最大年間１，０８０万円）

６ヶ月以上有期契約社員 → 正社員転換後６ヶ月経過 → 助成金申請

職場意識改善助成金（勤務間インターバルコース）

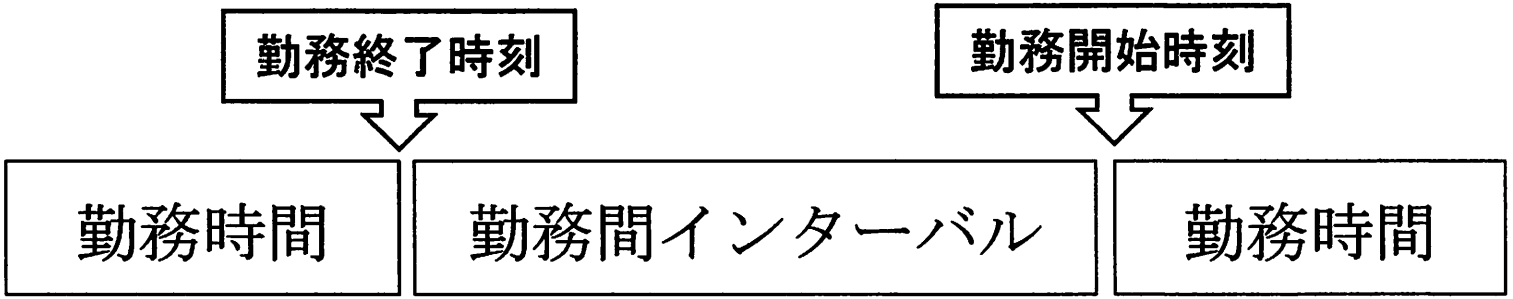

勤務間インターバルは、勤務終了後、次の勤務時間までに一定時間以上の休息時間を設けること

就業規則の作成費用、労務管理用機器、社員研修管理担当者研修、専門家によるコンサルティング等の費用の７５％を助成

助成金額	勤務間インターバル １１時間 ５０万円限度	勤務間インターバル ９時間 ４０万円限度

人事評価改善等助成金

人事評価
計画書作成 ⇨ 管轄
労働局
に計画書提出 ⇨ 管轄労働局
が認定通知
を会社へ送付 ⇨ 計画実施

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を整備して
実施すると申請が可能

制度整備助成　　５０万円
目標達成助成　　８０万円

※２９年度新設のため変更になる場合があります。

制度整備助成の
支給申請 → 整備後賃金支払い
12ヶ月経過＋条件達成 → 助成金
申請

トライアル雇用奨励金

有期契約（3ヶ月）

1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	合計
4万円	4万円	4万円	12万円

ハローワーク等で求人を出すときに
トライアル雇用を希望することが必要
母子家庭の母等は月5万円

特定就職困難者コース

週所定労働時間	週30時間以上	週20以上30時間未満
60歳以上65歳未満	60万円	40万円
母子家庭の母 父子家庭の父		

・ハローワーク等に求人を出す
・該当すると自動的に申請書類が送付されます

生産性要件

$$\text{生産性} = \frac{\text{①生産性要件+②減価償却費+③賃料+④租税公課+⑤営業利益}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

①直近の会計年度の「生産性」を３年前より６％以上伸びていること
②会社都合の退職がないこと

生産性要件の基準を達成していると、助成金額が２０％増
達成していないと助成金額が５％減
（例）
６０万円⇒７２万円
６０万円⇒５７万円

項目	勘定科目	A Bの3年前年度（H24年度）Aの会計期間 23年4月 24年3月	B 直近年度（H27年度）Bの会計期間 27年4月 28年3月
①人件費	役員報酬	18,630,0	19,630,0
	役員賞与	5,100,0	6,200,0
	給料手当	118,000	139,032
	賞与	49,000,0	57,700,0
	通勤費	2,750,0	2,600,0
	法定福利費	13,100,0	14,273,0
	福利厚生費	18,500,0	2,139,0
	（製）給料手当	32,100,0	35,600,0
	（製）賞与	5,500,0	5,710,0
	（製）通勤費	1,200,0	1,200,0
	（製）法定福利費	9,700,0	9,800,0
	（製）福利厚生費	300,0	290,0
②減価償却費	減価償却費	3,330,0	3,330,0
	（製）減価償却費	3,240,0	3,240,0
③動産・不動産賃借料	地代家賃	4,530,0	4,530,0
	賃借料	347,0	347,0
	（製）地代家賃	4,590,0	4,590,0
	（製）賃借料	240,0	240,0
④租税公課	租税公課	3,330,0	3,330,0
	（製）租税公課	213,0	231,0
⑤営業利益	営業利益	9,500,0	13,560,0
(1) 付加価値〔＝①～⑤計〕（円）		303,200	327,572
(2) 雇用保険被保険者数（人）		59	60
(3) 生産性〔＝(1)／(2)〕（円）		5,138,9	5,459,5
(4) 生産性の伸び〔＝((3)B−(3)A)／(3)A〕（%）		6.2%	